

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
東部教育局
〒680-0061鳥取市立川町6丁目176
東教発 H25.11.1 №122
<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

子どもたちの力で創り出す学校・学級生活



～生きて働く段取る力・主張する力・振り返る力の育成～ 鳥取市立浜村小学校

浜村小学校は、国の教育課程研究指定校事業の指定を受け、「心と学びのひとりだち」を研究主題として特別活動の研究に取り組んでいます。教師が変わらないと子どもたちは変わらないという思いで実践を積み重ね、「自分が好き・友達が好き・浜村が好き」と胸を張る浜っ子の育成をめざしています。

育てたい力

特別活動を軸に教育活動を実践

合意形成能力と社会参画の力の基盤となる3つの力を育成する

- ◆ **段取る力**
解決に向けて考えを巡らし計画的に見通しをもって取り組む力
- ◆ **主張する力**
経験や例えを用いながら自分の思いを相手に熱く伝える力
- ◆ **振り返る力**
次の活動に向けて互いを認め合いながらよりよい実践へと進めていく力

「主張する力が弱い」という課題の解決に向けて研究をスタート

【同学年の学び合いでは】

学級会と前後の活動を充実

- 3つの力の育成を1つの流れとして、学級会の計画チームを中心に据えながら、学級活動を設定する
- ◆当日に向けて計画的に準備し、必要な情報を共有しつつ、学級全体の段取り力育成をめざす
- ◆経験等を用いて自分の思いを相手に主張することを大切にし、真の折り合いのつく話し合いをめざす
- ◆活動の途中や終末に、相手を大切に言動で認め合い、次の活動につなげる



【異学年の学び合いでは】

児童会活動の3期のテーマを設定

ホップ期：支え合う仲間をつくらう
ステップ期：みんなの力をひとつにしよう
ジャンプ期：学校の伝統を引き継ごう

リーダーの育成

- 6年生を中心とした異年齢集団活動の充実と、児童会長を復活し、話し合いや行事の活性化をめざす



子どもたちを信じ、やりきらせることで、子どもたちは失敗や挫折を乗り越え達成感や有用感を体感しながら主体的に活動をつくり出していきます。そこには、不安げな表情で教師を見る子どもたちの姿はありません。教師の構えが変わることで、「参画」の意義を見いだす子どもたちの姿が生まれてきます。

種を蒔く

局長 久岡 賀代子

先日、平成25年度秋季鳥取県高等学校野球大会（兼）第121回秋季中国地区高等学校野球大会鳥取県予選で挨拶をする機会がありました。この大会の選手たちの姿は、まさに凛々しく、日々鍛錬に励んでいることが目に浮かぶ入場行進の光景でした。また、朝早く鳥取駅に立つ機会があったときも、大人が捨てた煙草の吸い殻を拾っているある高校の野球部員の姿を目にしました。大人のエラーをキャッチしている姿を見て、実に清々しく感じました。彼らに共通していることは、自分の高い志に向かって毎日の努力を積み重ねている姿です。

今、後期の学校訪問が始まっています。瞳を輝かせ、学習課題に取り組むためにすごい勢いでノートに向かっている姿、心が一つになった合唱やグループで熱心な協議を行っている様子など、真剣に学びにひたっている児童生徒の姿も見られます。

このように児童生徒の心を奮い立たせているのは、まさに鳥取県の教師です。できるか、できないかだけを評価するだけの教育でなく、生きていく力の種を蒔いていく我々の仕事の延長線上にある姿なのです。





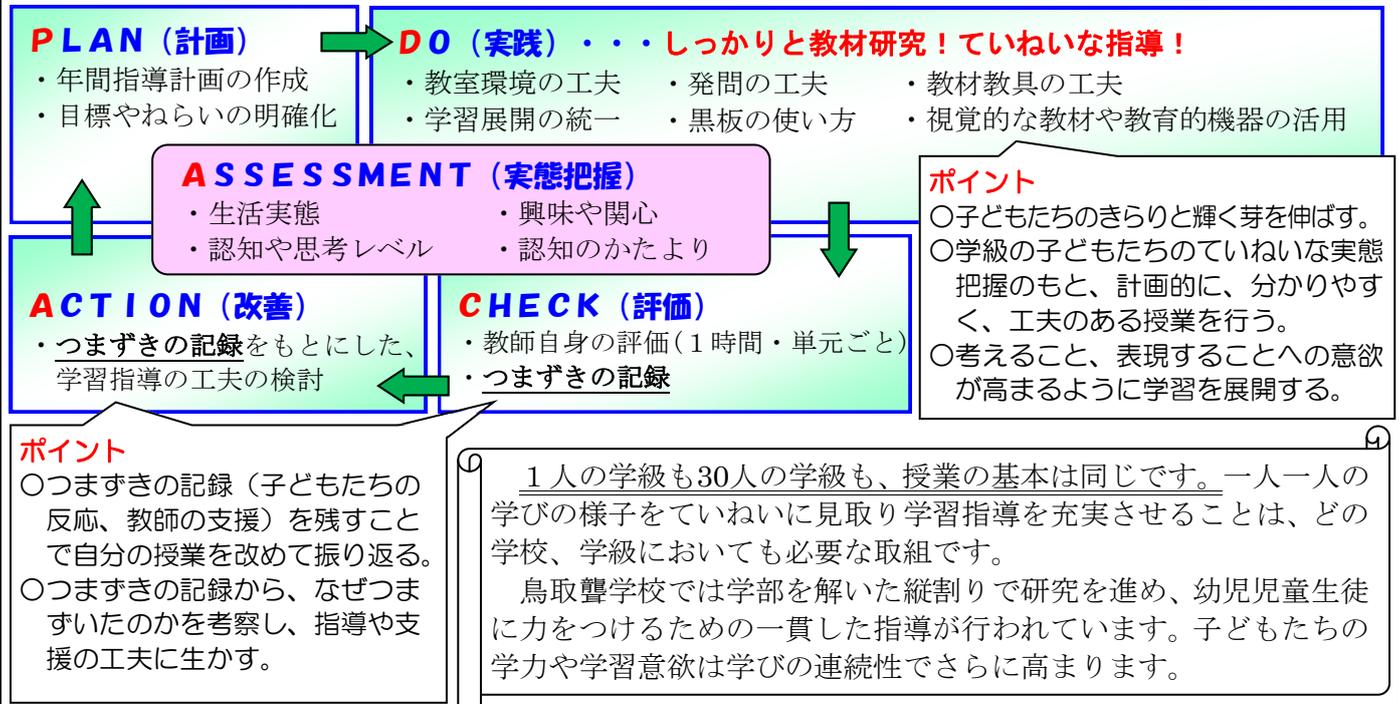
確かな学力の定着を図る学習指導の充実

～児童生徒の可能性を最大限に伸ばす取組～ 鳥取県立鳥取聾学校

鳥取聾学校では、確かな学力の定着に向け、一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育を行っています。PDCAサイクルの中心に位置づけた実態把握(アセスメント)をもとに、日々の学習を「分かる喜び」「できる喜び」のある授業にしていく中で、子どもたちの学力と学習意欲の向上をめざしています。



【A-PDCAサイクルで授業の工夫を行う】



ポイント

- つまずきの記録(子どもたちの反応、教師の支援)を残すことで自分の授業を改めて振り返る。
- つまずきの記録から、なぜつまずいたのかを考察し、指導や支援の工夫に生かす。

1人の学級も30人の学級も、授業の基本は同じです。一人一人の学びの様子をていねいに見取り学習指導を充実させることは、どの学校、学級においても必要な取組です。

鳥取聾学校では学部を解いた縦割りで研究を進め、幼児児童生徒に力をつけるための一貫した指導が行われています。子どもたちの学力や学習意欲は学びの連続性でさらに高まります。

社会教育コーナー

なかまづくりにひと工夫

東部教育局主催
ワークショップ等から

保護者研修や学級づくり等でアイスブレイクやレクリエーションを行うと、子どもや保護者をリラックスさせるだけでなく、温かい雰囲気づくりに役立ちます。

「手たたき(みんなで気持ちをあわせる)」

- ・進行役が片方の手を前に出して固定する。もう一方の手も前に出して、両手が重なるように上下に動かす。手のひらが重なった時だけ手をたたく。音が揃うと◎。



「ウエスタンジャンケン(計算ジャンケン)」

- ・指で1～5を出してジャンケンをする。相手と自分が出した指の本数をたした数を先に答えた方の勝ち。

その他の手法は東部教育局HPをご覧ください。
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97459>

アイスブレイク・レクリエーションを行う上でのポイント

○少人数から大人数へ、易しいゲームから徐々に盛り上げるなど、段階を追って進めましょう。ゲームの順番を工夫し、徐々に参加者の心や身体が解放されていくようにしましょう。
(船上山少年自然の家：中本指導主事)

○ゲームはたずねる力(コミュニケーション力)を育むのに役立ちます。進行役は、すぐに答えを教えるはダメです。言いたいのをぐっとこらえて、子どもと同じ目線で様子を見ながら進めてほしいです。
(あそびの工房 もくもく屋：田川雅規氏)



年間を通したなかまづくりの中で、時にはアイスブレイク・レクリエーションを効果的に活用したいものです。その際、進行役がどれだけ子どもに自分をさらけ出すことができるかもポイントの1つです。進行役の発する表情や言葉がしっかりと伝わると、子どもたちは次第に心を開き、友達と力を合わせるようになります。

学事コーナー

経理処理の確認は厳重に！

～県民への説明責任が果たせるように～

学校は教育活動を行う場ですが、そのために必要な経費を取り扱うのも大切な業務です。学校運営に関わる公費会計、保護者や職員からの徴収金である給食会計や学年・学級会計、その他様々な会計があり、それぞれに担当者がいます。

公費においては、各自自治体で制定されている会計規則に従って予算を執行しますが、担当者の把握の不足さや、都合を優先した判断で不適切な事務処理を行ったため、処分を受けたという事例が過去にあります。また、徴収金で運営される会計は、徴収義務を怠ると運営が成り立たなくなります。とはいえ、担当者が立て替えるということは、あってはならない行為です。毎月滞りなく集金できれば何の問題も起こらないのですが、督促しても徴収できないという場合も少なくありません。担当者が一人で悩みを抱えるのではなく、問題が発生した時には速やかに上司に報告し、組織全体で対応策を考えることが第一です。そのためにも、日頃から何でも相談できる職場づくりに努めましょう。

以下は会計処理の研修の事例ですが、これらを参考に未然防止の手立てを考えてみましょう。

校内研修をしてみましょう

事案の概要Ⅰ（請求書の「差替え」等による不適正な支払）

リース契約により設置していた生徒用パソコンが故障し、「契約内の保守では対応できない修理だ」として業者から修理代を請求された。担当者は、修繕料として支払うと、故障の原因者の特定や、生徒への求償が必要となるのではないかといったことを懸念し、業者と協議した上で異なる内容（消耗品の購入）の請求書により代金を支払った。



事案の概要Ⅱ（請求書の「差替え」等による不適正な物品購入）

県施設以外の建物に入居していた事務局の執務室に暖房設備が整っていないため、所属長がストーブの購入を指示したが年度中途であり、ストーブの購入は予定されていなかったことから、備品を購入する予算がなかった。担当職員は上司と相談したが、ストーブ購入のための予算の流用などは認めてもらえないものと考えたため、一刻も早くストーブを購入することを優先し、異なる物品（消耗品）の請求書により代金を支払った。



【処分の内容】

- ・本人：戒告
- ・管理監督者：戒告

★類似事案の発生防止に向けて

【研修の観点】

- ・適正な方法を選択すると、手続きなどに時間を要するため、組織として求められている事務が処理できなくなる恐れがある場合、どうすべきか。
- ・「組織のため」になることや、「公的目的」であれば手続きを軽視してもよいという判断についてどのように考えるか。

【防止のためのチェックポイント】

- ・県民から預かっている公金を大切に、適正に扱うという基本を守っているか。
- ・組織の論理、事情を優先せず、「県民に説明できる行為か」という視点で考えているか。

※防止のためには、上記についてのみ確認していれば十分ということではありません。他にもすべき点がないか、検討してみましょう。

事案の概要Ⅲ（公金不適正処理及び職務怠慢）

A教諭は、担任していた学級の保護者からの催促にもかかわらず、自分の怠惰のために学級費を集金しなかった。にもかかわらず、保護者からの集金や業者への支払いを適正に処理したかのように学級会計報告書を偽造して学校に提出した。

また、管理職から学級費等の滞りが無いかと2度にわたり確認された時も、問題はないと虚偽の返答をした。

毎月集計して報告すべき授業時間数集計についても、管理職等から度々の催促があったにもかかわらず、その集計を怠り、集計表を全く提出しなかった。

【処分の内容】

- ・本人：減給10分の1 3月間（地方公務員法第33号 信用失墜行為の禁止）
- ・管理監督者：文書訓告

★類似事案の発生防止に向けて

【研修の観点】

- ・ 公金の集金から保管、支払いまでの流れがどのようになっているか。
- ・ 校務の多い中、期限内に行わなければならない仕事を優先して行うためにはどのような工夫があるか。

【防止のためのチェックポイント】

- ・ 学級費等の集金は、決められた日にきちんと集めて速やかに支払いをしているか。
- ・ 集金した公金等は、学校で決められたルールで適正に保管しているか。
- ・ 提出物等について、期限を厳守し適正に処理しているか。
- ・ 管理職は、提出物等の適正処理について、部下教職員に徹底できているか。

関係法令等

○地方公務員法（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○懲戒処分等の指針（鳥取県教育委員会）

1 一般服務関係

(12) 不適正な申請、報告等

事実をねつ造して虚偽の休暇等の申請又は報告を行い、又は必要な報告等を故意に行わなかった教職員は、減給又は戒告とする。

2 公金公物取扱い関係

(9) 公金公物処理不適正

公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。

3 職務遂行関係

(5) 職務怠慢等

職務の遂行に関し、その遂行を著しく長期間放置し、若しくは上司に報告義務等があるにもかかわらずそれを怠り、又は児童・生徒、保護者、関係事業者等に対し明らかに誤った指示を与え、若しくは確認等を怠ったこと等により、県又は県民等へ損害、不利益等を与えた教職員は、減給又は戒告とする。



不適正な経理処理に係る懲戒処分等の目安

		公金公物の用途（目的） ※動機			
		私的使用・利得	公的私用		
			県又は県民等への損害・不利益等の発生 ※結果		
		損害・不利益等あり		なし	
故意 ▪ 重過失	不適正な経理処理の内容	①経理外の資金の造成 (金品の預けを含む)	免職	免職、停職、減給	/
		②事実を改ざん又は 隠ぺいした書類作成等 (偽造文書作成等)		停職、減給 減給	
過失	※様態	③その他の不適正な経理処理	/	文書訓告、 口頭注意	口頭注意

- ・ 私的使用の目的で行った不適正な経理処理 → 免職
- ・ 経理外の資金造成、業者への金品の「預け」 → 免職、停職、減給
- ・ 請求書の「差替え」等による不適正な物品購入 → 停職、減給、戒告
- ・ 故意による年度区分を跨いだ不適正な物品購入 → 停職、減給、戒告